

幼保一体化を含む「子ども・子育て新システム」について

子ども・子育て新システムの具体的内容（ポイント）

■すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援

- すべての子ども・子育て家庭への支援
(子どものための手当、地域子育て支援など)
- 幼保一体化(こども園(仮称)の創設など)
 - ・ 給付システムの一体化(こども園(仮称)の創設)
 - ・ 施設の一体化(総合こども園(仮称)の創設)

⇒

- ・ 質の高い幼児期の学校教育、保育の一体的提供
- ・ 保育の量的拡大
- ・ 家庭での養育支援の充実

を達成

■新たな一元的システムの構築(基本制度案要綱に示された新システムのイメージ)

○基礎自治体(市町村)が実施主体

- ・ 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- ・ 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

○社会全体(国・地方・事業主・個人)による費用負担

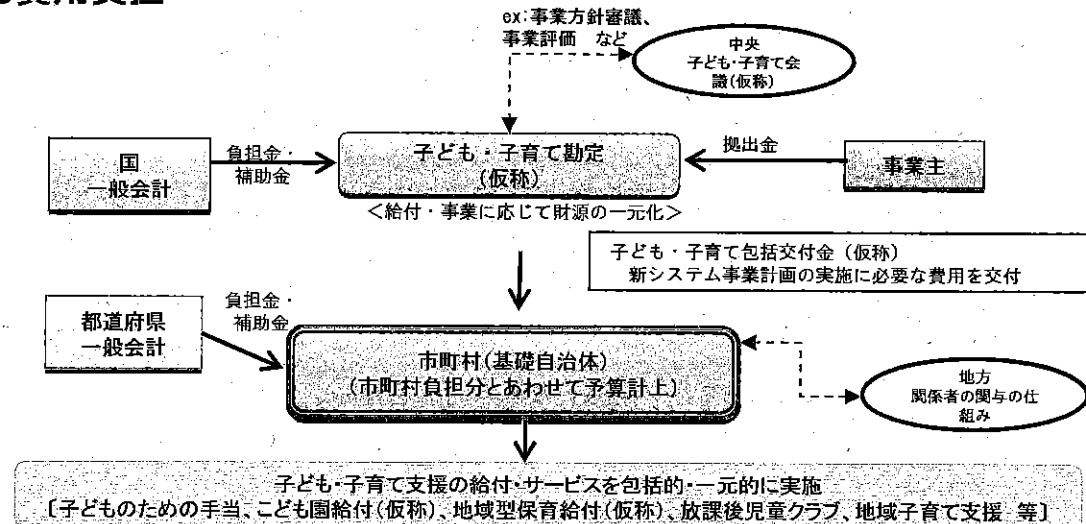
- ・ 国及び地方の恒久財源の確保を前提

○政府の推進体制・財源を一元化

- ・ 制度ごとにバラバラな政府の推進体制を一元化、財源を給付・事業に応じて一元化

○子ども・子育て会議(仮称)の設置

- ・ 有識者、地方公共団体、労使代表子育て当事者、関係団体、NPO等の子育て支援当事者等が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして子ども・子育て会議(仮称)を設置



幼保一体化の具体的な仕組みについて

< 具体的仕組み >

○ 給付システムの一体化

～子ども・子育て新システムの創設～

・ 地域における学校教育・保育の計画的整備

～市町村新システム事業計画(仮称)の策定～

市町村は、地域における学校教育・保育の需要をはじめ、子ども・子育てに係る需要の見込み及び見込量の確保のための方策等を内容とする市町村新システム事業計画(仮称)を策定する。

・ 多様な保育事業の量的拡大

～指定制度の導入～

客観的基準を満たした施設及び多様な保育事業への財政措置を行うこと等により、多様な事業主体の保育事業への参入を促進し、質の確保された保育の量的拡大を図る。

・ 給付の一体化及び強化

～こども園給付(仮称)の創設等～

学校教育・保育に係る給付を一体化したこども園給付(仮称)を創設することにより、学校教育・保育に関する財政措置に関する二重行政の解消及び公平性の確保を図る。

○ 施設の一体化

～総合こども園(仮称)の創設～

学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する総合こども園(仮称)を創設する。

< 効果 >

質の高い学校教育・保育の一体的提供

- ・ 地域における学校教育・保育の計画的整備及び総合こども園(仮称)等により、質の確保された学校教育・保育が一体的に提供。
- ・ 配置基準の見直し等により、学校教育・保育の質がさらに向上。

保育の量的拡大

- ・ 幼稚園から総合こども園(仮称)への移行により、保育が量的に拡大。
- ・ 客観的基準を満たした施設及び保育ママ等の多様な保育事業への財政措置(指定制)等により、質の確保された保育が量的に拡大。待機児童解消にも貢献。

家庭における養育支援の充実

- ・ 幼稚園・保育所から総合こども園(仮称)への移行及び地域子育て支援事業等の推進等により、家庭における養育の支援機能が強化。

< すべての子どもの
健やかな育ちが実現 >

< 結婚・出産・子育ての
希望がかなう社会が実現 >

※ 「学校教育」とは、学校教育法に位置付けられる小学校就学前の子どもを対象とする教育(幼児期の学校教育)を言い、「保育」とは児童福祉法に位置付けられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。

総合こども園(仮称)の創設

- 学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する総合こども園(仮称)を創設する。

※ ここで言う「学校教育」とは、現行の学校教育法に位置付けられる小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする教育(幼児期の学校教育)を言い、「保育」とは児童福祉法に位置付けられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。

ア 満3歳以上児の受入れを義務付け、標準的な教育時間の学校教育をすべての子どもに保障。

また、保育を必要とする子どもには、学校教育の保障に加え、保護者の就労時間等に応じて保育を保障。

イ 保育を必要とする満3歳未満児については、保護者の就労時間等に応じて保育を保障。

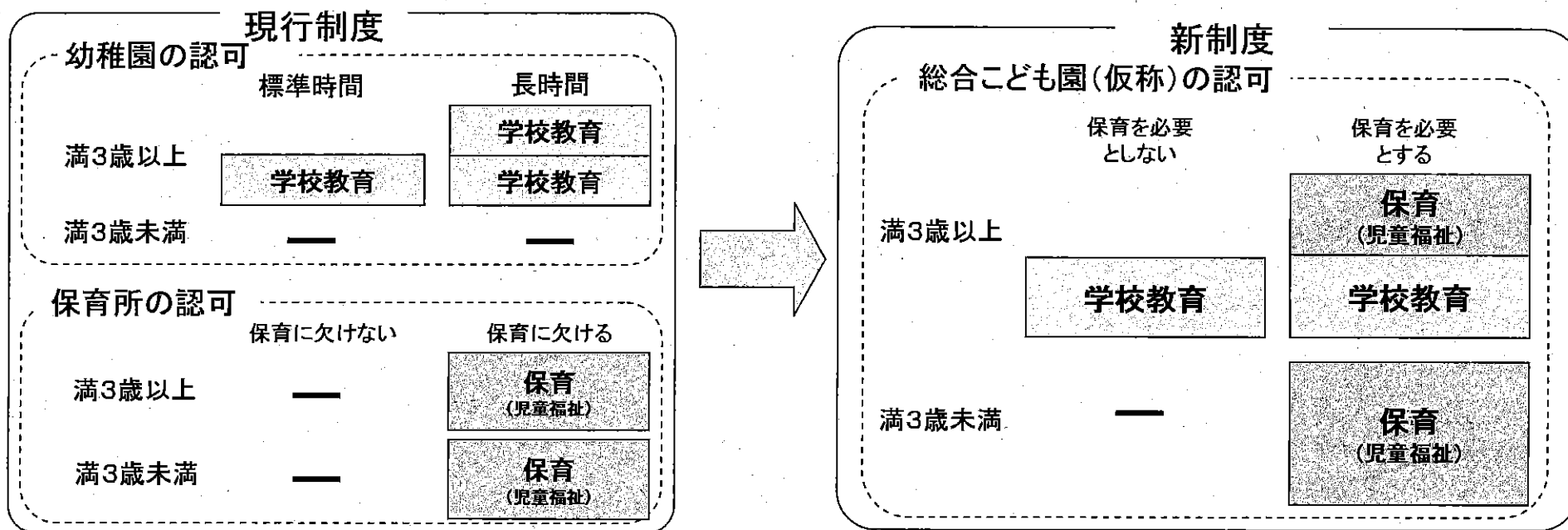
- 総合こども園(仮称)については、学校教育、児童福祉及び社会福祉の法体系において、学校、児童福祉施設及び第2種社会福祉事業として位置づける。

※ 総合こども園は、幼稚園と同様に、小学校就学前の学校教育を行う学校であることを明確にする。(総合こども園における学校教育は、幼稚園と同様に、幼児の具体的な生活経験に基づいた総合的指導を行い、幼児の健やかな成長のための適当な環境における心身の発達を助長する目的で行われるもの。)

※ 総合こども園は、幼稚園とともに、小学校就学前の学校として、小学校教育との連携・接続が必要であることについて明確にする。

- なお、満3歳未満児の受入れは義務付けないが、財政措置の一体化等※により、満3歳未満児の受入れを含め、幼稚園及び保育所等の総合こども園(仮称)への移行を促進する。

※ 例えば、現行制度でいえば、幼稚園型認定こども園の保育所機能部分、保育所型認定こども園の幼稚園機能部分についても基準を満たせば財政措置を受けられるようにすることや、調理室(満3歳未満児については自園調理が必須)等への補助制度を創設すること、保育単価等によるインセンティブを付与することなど。



子ども・子育て新システムに関する 基本制度とりまとめ(案)一抄一

基本制度ワーキングチーム
(第20回)
平成24年1月31日【資料1】

■総合こども園(仮称)に置かれる職員

- 総合こども園(仮称)は、学校教育・保育を一体的に提供する施設であることから、現行の幼稚園及び保育所の双方で必要とされる職員を置く。
- 具体的には、園長、保育教諭(仮称)、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、調理員を必置とする。
※ 総合こども園(仮称)に置かれる職員のうち、資格要件に対して罰則を課す必要がある職員や特例が他の法律で規定されている職員については、法律で規定する。
- 保育教諭(仮称)は、幼稚園教諭の免許状と保育士資格を併有することを原則とする。
※ いずれかしか有しない者については、特例措置を講じる。
- なお、職員の資格については、教員免許・養成制度の見直し及び保育士資格制度の見直しの検討状況等を踏まえた上で検討する。

■今後のスケジュール(とりまとめ(案)前文より)

政府においては、今後、本とりまとめを踏まえ、法案をとりまとめ、今国会に関連法案を提出する。また、幼保一体化を含む子ども・子育て新システムの理念の実現に向けた取組を推進していくことが必要である。

新システムは、恒久財源を得て早期に本格実施を行うこととするが、本格施行の具体的な期日については、「社会保障・税一体改革素案」(平成24年1月6日 政府・与党社会保障改革本部決定)において、平成26年4月より8%へ、平成27年10月より10%へとされている消費税の引き上げの時期を踏まえるとともに、地方公共団体での円滑な実施に向けた準備に一定期間を要することも考慮して、検討することとする。また、法案成立後、平成25年度を目途に、子ども・子育て会議(仮称)や国の基本指針など可能なものから段階的に実施するとともに、地方公共団体を始めとする関係者とも丁寧^①に意見交換を行い、円滑な施行に向けた準備を行うこととする。